

令和2年度水道メーター検定満期取替業務仕様書

南部水道企業団
(令和2年6月)

第1章 総則

1.1 目的

本仕様書は、南部水道企業団（以下「発注者」という。）が水道使用者（以下「使用者等」という。）へ貸与した水道メーター（以下「メーター」という。）のうち、計量法に定める検定の有効期間を迎えるメーターの取替業務（以下「検満取替」という。）を発注し、受注した者（以下、「受注者」という。）は、計画的かつ適正に取替施行することを目的とする。

1.2 業務概要（検満取替件数）

13mm(S)	768 個	20mm	1,302 個
13mm(L)	1,521 個	25mm	125 個
合計	3,716 個		

1.3 履行期間

業務の履行期間は、契約日の翌日～令和3年1月29日

1.4 検満取替の基本

- (1) メーターは私有地に設置され、かつ取替に際しては断水等が生じることから、事前に使用者等の許可を得て行うこと。
- (2) 断水が容易にできない使用者等に対しては、取替日時等を調整してこれを行わなければならない。
- (3) メーターは、給水装置の一部であり、その取替については給水装置に関する技術的な知識等を有する必要があることから、検満取替の委託先は、指定給水装置工事事業者とする。

1.5 協議

本仕様書の解釈に疑義が生じたとき又は業務遂行に当たり疑義が生じたときは、発注者と受注者双方の協議によりこれを解決する。

1.6 適用範囲

委託に関する事項は、水道法、政令省令及び契約書で定めるもののほか、本仕様書に基づき南部水道企業団担当者（以下「担当者」という。）と協議により適用範囲を定める。

1.7 貸与品

発注者は、検満取替に必要なメーター取替名簿（以下「取替名簿」という。）とハンディーターミナル（以下「検針電卓」という。）を受注者へ貸与し、受注者は、業務が完了したとき、又は担当者から指示がある場合には、これを返却しなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、担当者が指定した検満取替が適正に行われたことを証明する書類等（写真データ・メーター情報・使用者情報）を担当者が指示した日時までに提出しなければならない。

1.9 再委託の禁止

受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。

第2章 一般事項

2.1 個人情報

受注者は、業務に関し知り得た個人情報、その他の情報及び企業団の業務内容を漏らしてはならない。業務完了後、又は、解除後においても同様とする。

2.2 施行体制

- (1) 受注者は、業務担当者を定めたときは書面をもって発注者へ通知すること。また、業務担当者は給水装置工事主任技術者の資格を有するものを配置することとする。
- (2) 受注者は、担当者の指示に対し、直ちに対応できる体制を取らなければならない。
- (3) 受注者は、検満取替の口径及び個数に応じて、柔軟な体制で業務に取り組まなければならない。

2.3 検満取替場所

検満取替場所は、発注者が交付する取替名簿に記載してある使用者等のメーター設置場所とする。

2.4 検満取替期間

- (1) 発注者は、検満取替の資料として、受注者に検針電卓及び取替名簿を提供し、業務を行うものとする。
- (2) 受注者は、履行期間後、速やかに検針電卓及び取替名簿を返却しなければならない。但し、担当者から指示がある場合にはその限りではない。
- (3) 水道メーター検針後に割り当てされた検満取替を開始し、次の検針を迎えるまでに検満取替を終了するものとする。

2.5 検満取替作業日時

- (1) 原則、土・日・祝祭日を除く日の(8:45~17:15)に行う。
- (2) 上記日時以外に検満取替を行う場合は、事前に担当者に連絡して承諾を得る。

2.6 安全衛生管理

- (1) 受注者は本業務に携わる全ての従事者について、水道法第21条第1項の規定に基づき健康診断(検便)を実施しなければならない。また、業務に先立ち当該結果を担当職員へ提出し承諾を受けなければ着手できない。

第3章 取替作業

3.1 事故防止

取替作業は、関係する法令等を遵守し、現場の保安衛生等に万全の措置を講じ、作業を行うものとし、事故等が発生した場合は、速やかに担当者に報告するとともに必要な措置を講ずる。

3.2 取替作業の注意事項

- (1) 宅地内には無断で立ち入らない。
- (2) メーター取替時は、「メーター取替員」の腕章をつける。
- (3) 現地において、住所・氏名及び設置されているメーター番号等を十分確認し、取替を行い取替名簿と内容が異なる場合は、担当者に連絡し、協議する。
- (4) 取替は、止水栓を閉止して完全に断水させて行うこと。又、メーターボックス内の土砂汚物及び濁水等は完全に除去し、給水管内等への混入防止に努める。
- (5) メーターは接合部にパッキンを適切に装着し水平に取り付けるとともに水の流れる方向を示す矢印を確認し、取替えたメーターが逆メーター及び漏水がないよう十分注意する事とし、また、逆メーター及び漏水が生じた場合には速やかに必要な措置を講ずる。
- (6) 止水栓が閉栓の状態にあるメーター取替は、施行後元の閉栓の状態に戻しておく。
- (7) 検針電卓には、旧メーターの引上指数、新メーター番号、取付指数、検定満期を入力し、「お知らせ」を使用者等宅へ投函すること。
- (8) 障害物等で取替ができない場合には担当者へ連絡し指示を受ける。
- (9) メーター取替名簿には、旧メーターの引上指数、差引水量、新メーター番号、取付指数、検定満期、取替年月日を記入する。
- (10) 受注者は、検満取替に必要な車両及び工具、その他必要とするものを調達するとともに、当該調達に係る費用すべてを負担する。

3.3 メーター取扱及び設置上の注意

- (1) メーター保管中は、強い振動及び衝撃を与えないようにする。
- (2) 高・低温でのメーター保管は避ける。
- (3) メーター保管中は、メーター内に風が通らないようする。
- (4) メーター内に異物が入らないようにする。
- (5) メーター接続用パッキンは、指定のものを取付けるようにする。
- (6) メーターの取付け前には必ず通水して管内をきれいにする。
- (7) 給水開始時は、伸縮止水栓（バルブ等）をゆっくりと開ける。
- (8) メーター内部の空気を抜くようにする。
- (9) メーターを取付けする際は、必ずシモク等を緩めて調整等を行うようにする。

3.4 検満取替の中止

次の場合は、検満取替を行ってはならない。

- (1) メーター前後の配管及び継手類で漏水及び漏水が予想される場合。
- (2) 使用者等の日時的都合で許可が得られない場合。
- (3) 検満取替において、止水栓が不良の場合。

3.5 損害の責任及び存続期間

- (1) 受注者の誤った取替により、発注者に生じた損害については、受注者がこれを負う。
- (2) 検満取替に起因する漏水、給水装置・給湯器等の不具合、給水栓での出水不良及び苦情等が発生した場合は、受注者の責任において対処すること。これらに係る費用は、受注者が負担するものとする。
- (3) 前項の存続期間は、該当メーターの検満取替完了後、1ヶ月とする。

第4章 検満取替完了後

4.1 メーターの返納及び成果の提出

- (1) 引上げたメーターは、水道番号毎に整理し、担当者の指示する場所へ返納する。
- (2) 受注者はメーター返納後、速やかに取替日、数量、写真データ等の整理を行い、担当者へ報告書を提出するものとする。
- (2) 引上げたメーターは、取替日の翌営業日に企業団へ返納すること。なお、返納日が土・日・祝祭日の場合は、その翌営業日とする。

4.2 貸与品の返却

本業務の完了後は、発注者からの貸与品一式を返却するものとし、その際は、担当者へ貸与品の減失及び、き損がないかを確認させる。

4.3 業務完了

- (1) 受注者は全ての業務が完了したら、速やかに完了届けを提出するものとする。
- (2) 発注者は前項の届けを受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。
- (3) 前項の検査不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、速やかに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- (4) 受注者は、発注者より検査の合格通知を受けたときは、目的物引渡書を提出するものとする。また、発注者に対して契約約款第20条に基づき委託料の支払いを請求することができる。